

令和4年3月23日

香芝市新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL：0745-44-3305（市役所 危機管理課）

新型コロナウイルス感染症の対応について

令和4年3月23日、午後1時30分から対策本部会議を開催し、下記のとおり協議しました。

記

1. 公共施設の利用制限について

○現行の本市における公共施設の利用制限は、

①利用者の施設内での飲食は不可とする。

②「大声での発声を伴う」など飛沫による感染リスクが高いものについては、収容率の上限を50%とする。(1/17より)

③体育施設(屋内外とも)の市外の方からの利用を制限する。(1/18より)となっている。

⇒国内の「まん延防止等重点措置」の解除などを鑑み、「③」については3月24日(木)より解除する。

2. 奈良県によるコロナ陽性者(自宅待機者)情報提供の運用について

○3月18日から、1日2回を目安に奈良県からメールで感染者の情報(氏名・電話番号・住所など)が提供される。

※奈良県が自宅療養・待機を行うことになる感染者に意向を確認し、支援物資の提供について市から連絡を行うことを希望・承諾した場合に提供。

⇒情報提供の開始以降、前日(22日)時点において1件の情報が送付された状況。

一方で、従来どおり市への直接申込みによる支援件数は、1日あたり約4件である。

⇒現状、危機管理課で対応しているが、奈良県から提供される情報件数が大きく増加した場合には、他所属からの応援を行う。

3. その他

○2月18日より設置している企画政策課のコロナ総合案内への問合せ状況

は、現在まで79件となっている。休業補償関係など各種事務手続きに関する内容が多い。

- 保健センターへの応援職員について、3月末をもって一部を異動させる予定である。
- 3月17日に基本的対処方針が変更された。概要は次のとおりである。
 - ・保健所等による濃厚接触者の特定が行われなかった場合は、事業所での出勤等に関する一律の制限は行わず、状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求める。
なお、感染リスクの高い家庭内の濃厚接触者については、保健所等による特定・行動制限を実施する。
 - ・濃厚接触者の待機期間は14日→10日→7日と短縮されてきたが、家庭内で感染があった場合も含め、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に待機を解除できることとする。(エッセンシャルワーカーでなくてもよい。)
 - ・保育所・幼稚園・小学校等の職員について、濃厚接触者とされた者でも、下記の条件を満たせば、業務従事を可能とする。
 - ①毎日検査を行い、陰性が確認されてから業務に従事する。
 - ②「3回目のワクチン接種から14日経過」もしくは「2回目のワクチン接種から14日～6ヶ月」である。
 - ③責任者の了解を得ている。